付帯メニュー定義書 【ガス・電気セット割(標準)】 事業用特約

大多喜ガス株式会社 2019年10月1日実施

目次

| 1 | 実施期日 |
|---|-------------------------|
| | 定義 |
| | 適用条件 |
| | 割引內容 |
| | 日割計算時の割引内容 |
| | 適用期間 |
| | |
| | 適用廃止 |
| 8 | セット割(事業用特約)の定義書の変更および廃止 |

付帯メニュー定義書【ガス・電気セット割(標準)】事業用特約(以下「セット割(事業用特約)の定義書」といいます。)は、当社の都市ガスまたはLPガス等をご契約いただいているお客さま、または、当社と複数の電気需給契約をいただけるお客さま向けに、当社の電気需給約款 [低圧](以下「電気需給約款」といいます)、電気料金メニュー定義書(お家ぽっ!ぱっ!プラン、お店ぽっ!ぱっ!プラン、お店パワープラン)にもとづき計算される電気料金の一部を割引する取扱いを定めたものです。

1 実施期日

セット割(事業用特約)の定義書は、2019年 10月1日より実施します。

2 定義

電気需給約款および各電気料金メニュー定義書(お家ぽっ!ぱっ!プラン、お店ぽっ!ぱっ!プラン、お店パワープラン)に定義される言葉は、セット割(事業用特約)の定義書においても同様の意味で使用します。

3 適用条件

当社は、以下の条件を満たすお客さまからのお申し込みを、当社が承諾した場合に、セット割(事業用特約)を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

- ① お客さまが、当社の電気需給約款にもとづく電気需給契約(以下「電気の契約」といいます。)の契約者でありお家ぽっ!ぱっ!プラン、お店ぽっ!ぱっ!プラン、お店パワープランのいずれかの定義書にもとづく電気料金メニューが適用されていること、、かつ、当社の都市ガスまたはLPガス等の需給に関する約款にもとづくガスの契約(以下「ガスの契約」といいます。)の契約者であること。もしくは、お客さまが、複数の電気の契約の契約者であること。
- ② お客さまの電気の契約における需要場所で、農業、製造業等の事業用に使用することを目的として、電気を使用すること。

4 割引内容

当社は、3 (適用条件)に定める条件を満たすお客さまからのお申し込みを承諾した場合には、お客さまの対象となる電気料金メニューの基本料金(1 か月の間まったく電気を使用しない時に、基本料金が半額となる電気料金メニューで、当該条件に該当する場合には、その半額)から毎月 275 円 (消費税等相当額を含みます。)を割引きます。 なお、まったく電気を使用しない場合の割引額は毎月 137.5 円 (消費税等相当額を含みます。)となります。

5 日割計算時の割引内容

電気需給約款 17 (日割計算) (1)①にもとづき基本料金を日割にて計算する場合には、割引

金額は次の算式により日割計算した金額とします。

4 (割引内容) 記載の割引金額× (日割対象日数÷料金算定期間の日数)

6 適用期間

- (1) セット割(事業用特約)の割引の適用開始日は、原則としてセット割(事業用特約)が付帯する電気料金メニューの適用開始日とします。ただし、お客さまが新たに電気の需給を開始した後にガスの使用を開始した場合には、ガスの使用開始日以降の当社がお客さまからのお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の計量日とします。
- (2) セット割 (事業用特約)の適用期間は、(1)に定める適用開始日からセット割 (事業用特約)が付帯する電気料金メニューの適用期間が満了する日までとし、以降の継続は、 当該電気料金メニューの適用期間と同じとします。

7 適用廃止

当社は、お客さまが、3(適用条件)を満たさないことが判明した場合には、セット割(事業用特約)の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

- (1) 電気の契約を解約する場合 電気需給約款 30(お客さまからの電気需給契約の解約)または 31(当社からの電気需 給契約の解約等)による解約日。
- (2) (1)以外の事由による場合 当該事由発生日の直後の電気の計量日。なお、当該事由発生日の直後の電気の計量日ま での間に電気の契約を解約した場合は、(1)で定める解約日。

8 セット割(事業用特約)の定義書の変更および廃止

- (1) 当社は、セット割(事業用特約)の定義書を変更する場合には、電気需給約款 4(本 約款等の変更)に準じます。
- (2) 当社は、セット割(事業用特約)の定義書を廃止することがあります。この場合、当 社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載し ます。
- (3) セット割(事業用特約)の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4 (本約款等の変更)(2)および(3)に準じます。